2557	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg		15kg	2，複合容器，シリンダー
	プラスチック製容器	1kg				
	金属製容器	1kg				
	プラスチック袋	1kg				

㈱1）水、アルコール又は粘液性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。
2）容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び300kPa（3bar）を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。
3）天然木材、合板、再生木材及びファイバ製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1324	25kg	100kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2

㈱1）「1G」を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下とすること。
2）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1324	10kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）輸送許容物件の各リールは、密閉された金属缶又は強固な厚紙若しくはファイバ板製の内装容器に収納され、当該容器の蓋は、接着テープ又は接着紙により固定されたものに限ること。
2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1944 1945	25kg	100kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2

㈱1）マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によつて発火しないよう確実に収納すること。
2）マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。
3）本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は50個以下とすること。
4）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1944 1945	10kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板及びプラスチック製に限ること。
4）マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によつて発火しないよう確実に収納すること。
5）マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。
6）本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は50個以下とすること。

「456」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器	
	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
2000	25kg	100kg

「457」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					単一容器又は複合容器		
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量		外装容器	包装物当たりの許容質量		容器の種類
			旅客機	旅客機以外の航空機		旅客機	旅客機以外の航空機	
3241	ガラス製又は陶製容器	0.5kg			1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A			1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，
	プラスチック製容器	1kg						